

# 政策評価調書(政策評価体系図)

所管名:内閣府(組織)警察庁

元年度成立予算における政策体系図 【平成元年度国家公安委員会及び警察庁における政策評価実施計画(元年8月策定)】(注3)	
I. 市民生活の安全と平穩の確保	
1. 総合的な犯罪抑止対策の推進	
2. 地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化	
3. 悪質商法等の防止及び環境破壊等の防止	
II. 犯罪捜査の的確な推進	
1. 重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上	
2. 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化	
3. 振り込み詐欺をはじめとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化	
4. 捜査への科学技術の活用	
5. 被疑者取調べの適正化	
III. 組織犯罪対策の強化	
1. 暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化	
2. 国際組織犯罪対策の強化	
IV. 安全かつ快適な交通の確保	
1. 歩行者・自転車利用者の安全確保	
2. 運転者対策の推進	
3. 道路交通環境の整備	
V. 国の公安の維持	
1. 重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処	
2. 災害への的確な対処	
3. 対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処	
VI. 犯罪被害者等の支援の充実	
1. 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実	
VII. 安心できるIT社会の実現	
1. サイバーセキュリティの確保とサイバー犯罪・サイバー攻撃の抑止	

2年度概算要求における政策体系図 【令和2年度国家公安委員会及び警察庁における政策評価実施計画(2年8月策定予定)】(注4)		政策評価調書番号
I. 市民生活の安全と平穩の確保		①
1. 総合的な犯罪抑止対策の推進		
2. 地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化		
3. 悪質商法等の防止及び環境破壊等の防止		
II. 犯罪捜査の的確な推進		②
1. 重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上		
2. 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化		
3. 振り込み詐欺をはじめとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化		
4. 捜査への科学技術の活用		
5. 被疑者取調べの適正化		
III. 組織犯罪対策の強化		③
1. 暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化		
2. 国際組織犯罪対策の強化		
IV. 安全かつ快適な交通の確保		④
1. 歩行者・自転車利用者の安全確保		
2. 運転者対策の推進		
3. 道路交通環境の整備		
V. 国の公安の維持		⑤
1. 重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処		
2. 災害への的確な対処		
3. 対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処		
VI. 犯罪被害者等の支援の充実		⑥
1. 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実		
VII. 安心できるIT社会の実現		⑦
1. サイバーセキュリティの確保とサイバー犯罪・サイバー攻撃の抑止		

- 注) 1. 政策評価において使用している政策レベルの名称を記入すること。
2. 予算書における項・事項と一致する政策レベルは必ず記入すること。
3. 元年度政策体系図を記入すること。また、その根拠(政策評価基本計画、実施計画等)及びその策定年月を記入すること。
4. 2年度において実施することが予定されている政策体系図を記入すること。また、その根拠(政策評価基本計画、実施計画等、予定を含む)及びその策定年月を記入すること。なお、2年度の新規の政策及び前年度政策体系図における政策の名称から変更があるものについては、下線を付すこと。
5. 予算書における項・事項と一致する政策レベル以外でも評価を実施している場合は、個別票を別途作成することとし、政策評価調書番号は記入例2のとおり付番すること。
6. 政策ごとの予算がないものについては、政策評価調書番号欄に「-」を記入する。

政策評価調査(政策評価体系と概算要求書の対応表)

【令和2年度国家公安委員会及び警察庁における政策評価実施計画(2年8月策定予定)に対応するもの】

所管:内閣府

会計:一般会計

組織又は勘定:警察庁

政策評価 調書番号	政策評価 の対象	概算要求書		I	II	III	IV	V	VI	VII
		(項)	(事項)							
	×	警察庁共通費								
		国家公安委員会に必要な経費 (主要経費 95)								
		警察庁一般行政に必要な経費 (主要経費 95)								
		国際会議等に必要な経費(主 要経費 95)								
	×	警察庁施設費								
		警察庁施設整備に必要な経費 (主要経費 95)								
		民間資金等を活用した警察庁 施設整備に必要な経費 (主 要経費 95)								
①	●	生活安全警察費								
		市民生活の安全と平穩の確保 に必要な経費 (主要経費 95)		●						
②	●	刑事警察費								
		犯罪捜査の的確な推進に必要 な経費 (主要経費 95)			●					
③	●	組織犯罪対策費								
		組織犯罪対策の強化に必要な 経費 (主要経費 95)				●				
④	●	交通警察費								
		安全かつ快適な交通の確保に 必要な経費 (主要経費 95)					●			
	◆	交通反則者納金財源交通安全対策特 別交付金等交付税及び譲与税配付金 特別会計へ繰入								
		交通反則者納金財源の交通安 全対策特別交付金等に係る交 付税及び譲与税配付金特別会 計へ繰入れに必要な経費 (主要経費 95)					◆			
⑤	●	警備警察費								
		国の公安の維持に必要な経費 (主要経費 95)						●		
		皇宮警察本部								
	×	皇宮警察本部に必要な経費 (主要経費 95)								
⑤	●	護衛・警備に必要な経費 (主要経費 95)						●		
⑥	●	犯罪被害給付費								
		犯罪被害給付に必要な経費 (主要経費 95)							●	

## 政策評価調査(政策評価体系と概算要求書の対応表)

【令和2年度国家公安委員会及び警察庁における政策評価実施計画(2年8月策定  
予定)に対応するもの】

所管:内閣府

会計:一般会計

組織又は勘定:警察庁

政策評価 調書番号	政策評価 の対象	概算要求書		I	II	III	IV	V	VI	VII
		(項)	(事項)							
⑦	●	情報技術犯罪対策費								
		情報技術犯罪対策に必要な経費 (主要経費 95)								●
		科学警察研究所								
	×	科学警察研究所に必要な経費 (主要経費 13)								
①②③④ ⑤⑥⑦	●	研究・鑑定等に必要な経費 (主要経費 13)		○	○	○	○	○	○	●
①②③④ ⑤⑥⑦	●	警察活動基盤整備費								
		警察活動基盤の整備に必要な 経費 (主要経費 95)		○	○	○	○	○	○	●

注)「政策評価の対象(●◆×)」欄については、以下の整理により記載すること。

●については政策評価の対象となっているもの

◆については政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの

×については政策評価の対象となっておらず、政策との対応関係を明らかにできないもの(◆以外)

政策評価調書(政策評価体系と概算要求書の対応表)

所管:内閣府、  
総務省及び財務省

会計:交付税及び  
譲与税配付金特別会計

組織又は勘定:内閣府(警察庁)

【令和2年度国家公安委員会及び警察庁における政策評価実施計画(2年8月策定  
予定)に対応するもの】

政策評価 調書番号	政策評価 の対象	概算要求書		I	II	III	IV	V	VI	VII
		(項)	(事項)							
	◆	交通安全対策特別交付金								
		交通安全対策特別交付金に必要経費(主要経費 95)					◆			
	×	諸支出金								
		諸支出金に必要な経費								
	×	予備費								
		予備費								

注)「政策評価の対象(●◆×)」欄については、以下の整理により記載すること。

- については政策評価の対象となっているもの
- ◆については政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの
- ×については政策評価の対象となっておらず、政策との対応関係を明らかにできないもの(◆以外)

政策評価調書(政策評価体系と概算要求書の対応表)

所管: 国会、裁判所、会計検査院、  
内閣、内閣府、復興庁、総務省、法  
務省、外務省、財務省、文部科学  
省、厚生労働省、農林水産省、経  
済産業省、国土交通省、環境省及  
び防衛省

会計: 東日本大震災復興特別会計

組織又は勘定: 警察庁

【令和2年度国家公安委員会及び警察庁における政策評価実施  
計画(2年8月策定予定)に対応するもの】

政策評価 調書番号	政策評価 の対象	概算要求書		I	II	III	IV	V	VI	VII
		(項)	(事項)							
		治安復興事業費								
④	●	安全かつ快適な交通の確保に 必要な経費					●			
①②③④ ⑤⑥⑦	●	警察活動基盤の整備に必要な 経費		○	○	○	○	○	○	●
①②③④ ⑤⑥⑦	●	治安復興政策費								
		警察活動基盤の整備に必要な 経費		○	○	○	○	○	○	●

注)「政策評価の対象(●◆×)」欄については、以下の整理により記載すること。

●については政策評価の対象となっているもの

◆については政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの

×については政策評価の対象となっておらず、政策との対応関係を明らかにできないもの(◆以外)